



義務教育段階の不登校児童生徒が自宅において学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドライン

令和4年 3月

西宮市教育委員会





はじめに

令和2年度の全国の国公私立小・中学校における不登校児童生徒数は「過去最多」の196,127人にのぼり、8年連続で増加しています。本市においても、小学校・中学校・義務教育学校では年々増加の一途をたどっており、令和元年度は合計866名、令和2年度は合計881名と過去最多となっています。

各学校においては、不登校児童生徒への支援のために、家庭訪問、教育相談、別室登校や放課後登校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、教育支援センター「あすなる学級」の紹介等、個々の不登校児童生徒や学校の状況に応じた取組みをしています。

昨年度、市教育委員会では、兵庫県教育委員会の「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」（令和2年3月）を受け、いわゆる「教育機会確保法」（平成29年2月施行）や「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け文部科学省通知）が求めている民間施設との連携が必要との認識のもと、これを円滑に進めるため、民間施設に関するガイドラインを発出いたしました。

同法や同通知では、不登校児童生徒への支援について、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があること、またそれに伴い、民間施設での支援を指導要録上の出席扱いと判断する際の要件について、新たな考えが示されています。

本ガイドラインは昨年度、西宮市教育委員会が発出した「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」（令和3年3月）のなかでも特に「義務教育段階の不登校児童生徒が自宅において学習活動を行った場合」について焦点を絞り、校長が指導要録上の出席扱いを判断する際に留意すべき点を示すとともに、不登校支援に関する学校や教育委員会の取組み、出席扱いを判断するための望ましい流れなどを示しています。

不登校児童生徒の支援にあたっては、個々の状況に応じて、社会的自立に向けた適切な居場所を提供することが重要です。不登校児童生徒一人ひとりへの支援の充実につながるよう、本ガイドラインを活用いただければ幸いです。

令和4年3月

西宮市教育委員会

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅において学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いに関するガイドライン

1 基本的な考え

学校による不登校児童生徒への学習指導や支援は対面で行うことを基本とし、個々の状況に応じて家庭訪問や電話連絡等により、生活の様子を確認したり学習プリント等を届けて励ましたりするなど、児童生徒の心に寄り添いながら温かく関わり続けることが大切である。その中で、個々の状況の変化に応じて、児童生徒及び保護者と相談しながら目標を設定したり、別室登校や放課後登校、学校外の公的機関への通所を勧めたり（民間施設等との連携）しながら、児童生徒の社会的自立に向けた取り組みを支援していくことが必要である。

不登校児童生徒の中には、学校に登校することが難しくても、自宅において学習プリント等やICTを活用した学習活動を行うなど、社会的自立に向けて懸命の努力をしている者もいる。その努力を認め、支援することを目的とし、令和元年10月25日付け文部科学省通知『不登校児童生徒への支援の在り方について』を踏まえ、不登校児童生徒が学習活動を行った日数について、一定の要件を満たす場合に、指導要録上の出席扱いとすることができることとする。

なお、「不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、相談・指導を受けた場合」【表1】Eについては、令和3年3月西宮市教育委員会発出の「不登校児童生徒を支援する民間施設のガイドライン」により方向を示しているため、ここでは「不登校児童生徒が自宅において学習活動を行った場合」【表1】Fについて方向を示すこととする。

【表1】「不登校児童生徒の状況の主な段階と出席簿等の取扱い」

	区分		状況	学習状況	出席簿	指導要録	保護者より出席扱いの申し出
A	学校	学級	行き渋り	行き渋るが、保護者や学校の関わりなどにより登校して学級で学習する	出席	出席	—
B			不登校傾向	週1日程度の欠席、遅刻等を繰り返しながら登校して学級で学習する	出席	出席	—
C		学級外	別室登校	学級以外の部屋に登校して教育相談を受けたり、学習したりする	事故欠	出席にできる	—
D			時間差登校	放課後等、誰にも会わない時間帯に登校し、教育相談を受けたり学習したりする	事故欠	出席にできる	—
E	学校外	外出	学校外の施設に通所	あすなる学級等の公的機関やフリースクール等の民間施設に通所して学習する	事故欠	事故欠 ※要件を満たせば出席にできる	要 (登校していないため。あすなる学級の場合は不要)
F	学校外	自宅	自宅にひきこもりがち	あまり外出せず、自宅において学習プリント等(※1)やICT(※2)を活用して学習する。	事故欠	事故欠 ※要件を満たせば出席にできる	要 (登校していないため)

(※1) 学校から配付された学習プリント、教科書、問題集、自分の課題としてとらえ購入した問題集

(※2) 教育委員会や学校、民間事業者が提供する電子ドリル など



2 自宅にひきこもりがちであるため、自宅において学習活動（学習プリント等やICTを活用した学習活動）を行った日数について、不登校児童生徒及びその保護者から学校に、指導要録上の出席扱いの申し出があった場合の対応等について（【表1】Fの児童生徒について）

【教育相談の実施】

学校は下記の留意事項等を踏まえながら、当該児童生徒及び保護者、状況により、スクールカウンセラー^(※3) やスクールソーシャルワーカーを交え、教育相談を実施することとする。

(※3) スクールカウンセラーは、家庭訪問による相談を受けることができません。

＜教育相談を行う上での主な留意事項＞

- ・ 不登校の状況になった原因、期間、現在の状況、当該児童生徒及び保護者の考え方を確認する。
- ・ 出席扱いとなった場合、長期にわたる不登校を助長することにつながらないように話し合う。
- ・ 家庭での自主学習の先に、対面による学習活動につなげる意思があることを確認する。
- ・ 必要性及び有効性、一日の学習量や時間について話し合う。
- ・ 学習活動を行う場所は原則、自宅とし、可能な限り保護者の管理下にあることが望ましいことを確認する。
- ・ 学校と保護者の連携・協力関係が重要であることを確認する。
- ・ 保護者が学校に対し、一か月毎に（様式1）「自宅における学習活動にかかる学習計画表」及び（様式2）「自宅における学習活動にかかる学習実績報告表」を提出する必要があることなど、保護者の支えや協力が不可欠であることを確認する。



(1) 【学習活動の内容】

- ・ 学校が作成した学習プリント・ワーク等の教材、問題集や自分の課題としてとらえ購入した問題集等を活用した学習
- ・ 教育委員会・学校等の公的機関が提供する電子ドリルなどのICTを活用した学習
- ・ 民間事業者が提供する教材を活用した学習

(2) 【指導要録上の出席扱いの要件】（原則、下記の要件をすべて満たす必要がある）

- ① 我が国の義務教育制度を前提とした学習カリキュラムに基づいた学習活動であること。
- ② 当該児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断できること。
- ③ 保護者と学校、場合により民間事業者との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ④ 学校が作成した学習プリント・ワーク等の教材、問題集や参考書等、またICT（コンピュータやインターネット、遠隔教育システムなど）を活用して行う学習活動（上記(1)）であること。
- ⑤ 家庭訪問等において対面による教育相談が定期的（少なくとも月1回以上）に行われること。個々の状況により、オンラインを活用した教育相談も可とする。
- ⑥ 校長が、当該児童生徒の対面による教育相談や学習活動の状況等について、十分に把握できること。
- ⑦ 自宅にひきこもりがちであることなどを理由として、基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において通所による指導を受けられないような場合に、自宅等で行う学習活動であること。
- ⑧ 当該児童生徒の状況を踏まえ、学校、当該児童生徒、保護者、必要に応じてスクールカウンセラー^(※3) やスクールソーシャルワーカーを交えて相談された一日の学習時間を、満たしている

こと。

なお、一日の学習時間は、以下の時間を目安にすること。

学 年	小学 1～2 年生	小学 3～6 年生	中学生
一日の学習時間の目安	1 時間 30 分以上	2 時間以上	2 時間 30 分以上

- ⑨ 保護者は学校に対し、一か月毎に（様式 1）「自宅における学習活動にかかる学習計画表」、翌月初めに（様式 2）「自宅における学習活動にかかる学習実績報告表」を提出すること。（※民間事業者が提供する教材を活用した学習活動を行った場合で、当該民間事業者が作成した「学習計画書」や「学習報告書」等がある場合は、その添付でもよい）。

なお、対面による教育相談の際に、原則として成果物等（学習ノートやプリント、作品、オンライン上の学習の記録等）によって学習活動の状況を学校が確認できること。

3 留意事項（【表 1】 F にあたる不登校児童生徒について）

- (1) ICT を活用する場合には、個人情報や著作権の保護、有害情報へのアクセス防止等、学校は当該児童生徒に対して必要な事前の指導を行うとともに、その活用状況について把握すること。その際、ICT の活用について保護者にも十分な説明を行うとともに、活用状況の把握に必要な協力を求めること。
- (2) 学習活動を提供する主体者が民間事業者である場合には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（令和元年 10 月 25 日付け文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」）を参考として、学校は教育委員会と協議し、当該児童生徒にとって適切であるかどうか判断すること。（「学習活動を提供する」とは、教材等の作成者ではなく、当該児童生徒に対し学習活動を行わせる主体者を指す。）
- (3) 対面による教育相談を行う者として、在籍校の教員を中心にしながら、スクールカウンセラー（※³⁾ やスクールソーシャルワーカーなどの専門家のほか、教育支援センターの職員などの教育委員会関係者等が想定される。
- (4) 自宅における学習活動を、指導要録上の出席扱いとする場合の要件の一つである一日の学習時間については、不登校の状況を助長しない観点から、極端に短時間とにならないよう、上記 2(2)⑧を目安として設定する必要がある。一日の学習時間は、個々の状況の変化に合わせて見直すことも考えられる。
- (5) 不登校児童生徒への対応や支援においては、学級担任をはじめとした特定の教員への過度な負担とならないように、校内で教育相談担当者（不登校児童生徒対応の中心となる担当者）が中心となり適切に役割を分担し、組織的に取り組むことが大切である。

4 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成 31 年 3 月 29 日付け 30 文科初第 1845 号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として、出席扱いとした日数及び児童生徒が自宅において学習活動を行ったことが分かるように記入すること（例：「自宅における学習○日」）。

(付録) 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けた場合の指導要録上の出席扱いについて

令和3年3月に教育委員会が策定済みの「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」に掲載している通りである。上記ガイドラインを参考に指導要録上の出席扱いとできる。
(下記参考参照)

【参考:「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」P.8から抜粋】

民間施設活用における指導要録上の「出席扱い」について

校長が民間施設に通う不登校児童生徒の指導要録上の「出席扱い」を判断する主な要件

- ・我が国の義務教育制度を前提とした学習カリキュラムに基づいた学習支援を行っている
- ・不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としている施設である
- ・不登校児童生徒が社会的自立を目指す活動を行っている（学習活動、体験活動など）
- ・不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能な施設である
- ・学校、家庭、施設の三者間の十分な連携・協力関係を保つことができる

文科省通知より

指導要録上の「出席扱い」を判断をするまでの流れ

- ① 民間施設に通所している不登校児童生徒及び保護者から出席扱いに関する申し出
- ② 学校が不登校児童生徒の状況や通所する民間施設について保護者から聞き取り
- ③ 学校による可能な限りの当該民間施設の視察（状況により教育委員会も視察）
- ④ 学校内において「出席扱い」に関する協議
- ⑤ 校長と教育委員会による協議
- ⑥ 校長が「出席扱い」の適否について判断し、保護者に伝える

「出席扱い」認定後

- ・学校、家庭、施設との定期的な情報交換、連携・協力
(例) 施設から学校に月1回程度送付される報告書等を活用

